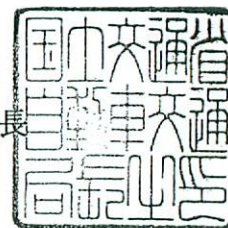




国自技第139号の3  
平成18年9月27日

社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局長



「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正  
について

標記について、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成18年3月31日付国土交通省令第22号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成18年8月25日付国土交通省告示第978号）が平成18年10月1日から施行されることに伴い、今般、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知方お願いします。

別紙

国自技第 1 3 9 号

平成 1 8 年 9 月 2 7 日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正  
について（依命通達）

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成 18 年 3 月 31 日付国土交通省令第 22 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 18 年 8 月 25 日付国土交通省告示第 978 号）が平成 18 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、今般、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成 9 年 9 月 19 日付自技第 193 号）を別添新旧対照表のとおり改正したので通知する。

別添

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）の一部改正について  
新旧対照表

国自技第139号

改正平成18年9月27日

改正後	現 行
<p>別添 基準緩和自動車の認定要領</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車 基準緩和の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。 (1)～(9) (略) <u>(10) 路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車であって、高速道路等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路をいう。）又は高速自動車国道等（最高速度の指定が80キロメートル毎時未満であるものを含む。）を運行する距離又は時間が路線全体の2分の1以下で、かつ、当該道路を60キロメートル毎時以下で運行する自動車</u> <u>(11) 特殊自動車、クレーン車又はクレーン用台車であって、その使用目的に応じた作業を行うための特殊な構造を有する自動車</u></p> <p>(12) 前各号に掲げるほか、構造又は使用の様態が特殊であることにより、基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由があると判断される自動車 注 第1号は、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車は含まない。</p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>第7 条件、制限及び期限の付与 1～2 (略) 3 地方運輸局長は、第3第10号の自動車について、基準緩和項目がABSである場合には、申請に</p>	<p>別添 基準緩和自動車の認定要領</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車 基準緩和の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。 (1)～(9) (略) (10) 特殊自動車、クレーン車又はクレーン用台車であって、その使用目的に応じた作業を行うための特殊な構造を有する自動車 <u>(11) 防犯パトロールに関し警視総監又は道府県警察本部長が交付した有効な証明書を有する自動車であって青色回転灯（その光源が点滅するものでなく回転式の構造のものに限る。）を装着するもの</u> (12) 前各号に掲げるほか、構造又は使用の様態が特殊であることにより、基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由があると判断される自動車 注 第1号は、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車は含まない。</p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>第7 条件、制限及び期限の付与 1～2 (略)</p>

係る自動車と同一の営業所等に属する自動車の使用状況に応じて、期限を付すものとする。

## 第8 基準緩和の認定等

### 1 (略)

2 基準緩和の認定に当たって基準緩和項目の一部又は全部の諸元及び制限事項を表示するよう制限を付された自動車にあっては、自動車の後面（基準緩和項目が速度抑制装置、ABS、座席ベルト及び乗車定員である制限事項にあっては自動車の前面及び後面）に道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第54条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）に近接した見やすい箇所に、横35ミリメートル、縦60ミリメートル以上の大きさの文字を用いて、別表第3により表示するものとする。

この場合において、複数の項目を表示しようとするときは、別表第3に掲げる順によるものとする。また、貨物自動車にあっては、最大積載量を他の基準緩和項目の諸元を表示する文字と同じ大きさの文字を用いて表示するものとする。

### 3～4 (略)

## 第9～第14 (略)

附 則（平成18年9月27日 国自技第139号）

（適用時期）

1 本改正は、平成18年10月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

## 第8 基準緩和の認定等

### 1 (略)

2 基準緩和の認定に当たって基準緩和項目の一部又は全部の諸元及び制限事項を表示するよう制限を付された自動車にあっては、自動車の後面（基準緩和項目が速度抑制装置である制限事項にあっては自動車の前面及び後面）に道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第54条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）に近接した見やすい箇所に、横35ミリメートル、縦60ミリメートル以上の大きさの文字を用いて、別表第3により表示するものとする。

この場合において、複数の項目を表示しようとするときは、別表第3に掲げる順によるものとする。また、貨物自動車にあっては、最大積載量を他の基準緩和項目の諸元を表示する文字と同じ大きさの文字を用いて表示するものとする。

### 3～4 (略)

## 第9～第14 (略)

改正後

別表第1 添付資料一覧表 (第5及び第9関係)

適用条項	保安基準第5条第1項に規定する大臣が定める告示	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		主要諸元比較表	車両外観図	計算書及び緩和和部分詳細図	連結自動車の連結検討書	遵守事項の誓約書	使用者の事業内容	会社組織図	主要運行経路図	輸送依頼書又は輸送契約書	保有車両一覧表	運行管理規程	過去6か月間以上の輸送実績*	必要と認められた書面局長が
	保安基準等の条項						*	*	*	*	*	*	*	*

(略)

告示第1号	座席	保 22-3	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	
		保 22-4	○ <th>○</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>○</th>	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○
	座席ベルト等	保 2203	○ <th>○</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>○</th> <th>△</th> <th>△</th> <th>△</th> <th>-</th> <th>△</th> <th>△</th> <th>-</th> <th>○</th>	○	○	-	○	△	△	△	-	△	△	-	○

(略)

制動装置	第1節型式指定の新車	細 15-2	○	○	○	-	○	△	△	△	-	△	△	-	○
		第2節指定等以外の新車	細 93-2-4												
	第3節使用過程車	細 171-2-4													
	第2節指定等以外の新車	細 93-2-9	○ <th>○</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>○</th>	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○
	第3節使用過程車	細 171-2-9													
	第2節指定等以外の新車	細 93-2-11	○ <th>○</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>○</th> <th>△</th> <th>△</th> <th>△</th> <th>-</th> <th>△</th> <th>△</th> <th>-</th> <th>○</th>	○	○	-	○	△	△	△	-	△	△	-	○
	第3節使用過程車	細 171-2-11													
	第2節指定等以外の新車	細 93-2-12	○ <th>○</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>○</th> <th>△</th> <th>△</th> <th>△</th> <th>-</th> <th>△</th> <th>△</th> <th>-</th> <th>○</th>	○	○	-	○	△	△	△	-	△	△	-	○
	第3節使用過程車	細 171-2-12													
	第1節型式指定の新車	細 15-3	○ <th>○</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>○</th>	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○
	第2節指定等以外の新車 (同条第2項第4号から第6号まで及び第9号の基準に係る部分に限る。)	細 93-3-2													
	第3節使用過程車 (同条第2項第4号から第6号まで及び第9号の基準に係る部分に限る。)	細 171-3-2													
	第2節指定等以外の新車	細 93-3-4	○ <th>○</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>○</th>	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○
	第3節使用過程車	細 171-3-4													
	第2節指定等以外の新車	細 93-3-7	○ <th>○</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>○</th>	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○

告

現行

別表第1 添付資料一覧表 (第5及び第9関係)

適用条項	保安基準第5条第1項に規定する大臣が定める告示	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		主要諸元比較表	車両外観図	計算書及び緩和和部分詳細図	連結自動車の連結検討書	遵守事項の誓約書	使用者の事業内容	会社組織図	主要運行経路図	輸送依頼書又は輸送契約書	保有車両一覧表	運行管理規程	過去6か月間以上の輸送実績*	必要と認められた書面局長が
	保安基準等の条項						*	*	*	*	*	*	*	*

(略)

告示第1号	座席	保 22-3	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	
		保 22-4	○ <th>○</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>○</th>	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○
	座席ベルト等	保 2203	○ <th>○</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>○</th>	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○

(略)

制動装置	第1節型式指定の新車	細 15-2	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○
		第2節指定等以外の新車	細 93-2-4												
	第3節使用過程車	細 171-2-4													
	第2節指定等以外の新車	細 93-2-9	○ <th>○</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>○</th>	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○
	第3節使用過程車	細 171-2-9													
	第2節指定等以外の新車	細 93-2-11	○ <th>○</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>○</th>	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○
	第3節使用過程車	細 171-2-11													
	第2節指定等以外の新車	細 93-2-12	○ <th>○</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>○</th>	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○
	第3節使用過程車	細 171-2-12													
	第1節型式指定の新車	細 15-3	○ <th>○</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>○</th>	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○
	第2節指定等以外の新車 (同条第2項第4号から第6号まで及び第9号の基準に係る部分に限る。)	細 93-3-2													
	第3節使用過程車 (同条第2項第4号から第6号まで及び第9号の基準に係る部分に限る。)	細 171-3-2													
	第2節指定等以外の新車	細 93-3-4	○ <th>○</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>○</th>	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○
	第3節使用過程車	細 171-3-4													
	第2節指定等以外の新車	細 93-3-7	○ <th>○</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>○</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>○</th>	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○

告





## 改正後

## 別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第7及び第12関係）

基準緩和項目（略号）	条件又は制限（略号）
------------	------------

(略)

速度抑制装置（057）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高速自動車国道等を運行しないこと。（077）</li> <li>2 自動車の前面、後面及び運転者席には、高速自動車国道等を運行しない旨を表示すること。（078）</li> <li>3 使用の本拠の位置を有する離島の道路以外の道路を運行（整備等のための運行を除く。）しないこと。（079）</li> <li>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、使用の本拠の位置を有する離島の道路以外の道路を運行しない旨を表示すること。（080）</li> </ol>
A B S（068）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高速自動車国道等（最高速度の指定が80キロメートル毎時未満のものを含む。）を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。（129）</li> <li>2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。（091）</li> <li>3 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。（131）</li> <li>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。（132）</li> </ol>
リアオーバーハング（017）	自動車の後面及び運転者席には、リアオーバーハングを表示すること。（009）
座席ベルト（023）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高速道路等を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。（130）</li> <li>2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。（091）</li> <li>3 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。（131）</li> <li>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。（132）</li> </ol>
乗車定員（069）	1 高速道路等を運行する場合は、60キロメートル毎時以

## 現行

## 別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第7及び第12関係）

基準緩和項目（略号）	条件又は制限（略号）
------------	------------

(略)

速度抑制装置（057）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高速自動車国道等を運行しないこと。（077）</li> <li>2 自動車の前面、後面及び運転者席には、高速自動車国道等を運行しない旨を表示すること。（078）</li> <li>3 使用の本拠の位置を有する離島の道路以外の道路を運行（整備等のための運行を除く。）しないこと。（079）</li> <li>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、使用の本拠の位置を有する離島の道路以外の道路を運行しない旨を表示すること。（080）</li> </ol>
リアオーバーハング（017）	自動車の後面及び運転者席には、リアオーバーハングを表示すること。（009）



	<p>下で運行すること。(130)</p> <p>2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)</p> <p>3 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。(131)</p> <p>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。(132)</p>
その他の項目	緩和の内容により適宜
上記の項目について基準緩和の度合いが大きい自動車	<p>1 運行に当たっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。(092)</p> <p>2 運行に当たっては、認定書(写)を携帯すること。(093)</p>

備考 (略)

その他の灯火等の制限 (青色回転灯)	警察本部長に届け出た内容に従って運行すること。(126) 警察本部長からの証明の取消しを受けた場合又は警察本部長から交付された標章を返納した場合には、すみやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。(127)
その他の項目	緩和の内容により適宜
上記の項目について基準緩和の度合いが大きい自動車	<p>1 運行に当たっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。(092)</p> <p>2 運行に当たっては、認定書(写)を携帯すること。(093)</p>

備考 (略)

## 改正後

別表第3

基準緩和項目		表示の例
長さ		「全長15.50メートル」
幅		「全幅2.80メートル」
高さ		「全高3.90メートル」
車両総重量	重量緩和セミトレーラ以外の自動車	「重量35.00トン」
	重量緩和セミトレーラ	「重量27.80トン(39.80トン)」
	重量緩和セミトレーラであって分割可能物品基準緩和車両総重量を有するもの	「重量35.80トン(39.80トン)」
最大積載量	重量緩和セミトレーラ以外の自動車	「最大積載量28.00トン」
	重量緩和セミトレーラ	「最大積載量18.00トン(30.00トン)」
	重量緩和セミトレーラであって分割可能物品基準緩和車両総重量を有するもの	「最大積載量26.00トン(30.00トン)」
軸重		「軸重18.00トン」
隣接軸重		「隣接軸重23.00トン」
輪荷重		「輪重6.00トン」
最大安定傾斜角度		「運行速度30キロメートル毎時以下」
最小回転半径		「回転半径14.0メートル」
速度抑制装置	離島以外の自動車	「高速道路不走行車」
	離島の自動車	「〇〇島内専用車」
ABS		「運行速度60キロメートル毎時以下」
座席ベルト		「運行速度60キロメートル毎時以下」
乗車定員		「運行速度60キロメートル毎時以下」

## 現行

別表第3

基準緩和項目		表示の例
長さ		「全長15.50メートル」
幅		「全幅2.80メートル」
高さ		「全高3.90メートル」
車両総重量	重量緩和セミトレーラ以外の自動車	「重量35.00トン」
	重量緩和セミトレーラ	「重量27.80トン(39.80トン)」
	重量緩和セミトレーラであって分割可能物品基準緩和車両総重量を有するもの	「重量35.80トン(39.80トン)」
最大積載量	重量緩和セミトレーラ以外の自動車	「最大積載量28.00トン」
	重量緩和セミトレーラ	「最大積載量18.00トン(30.00トン)」
	重量緩和セミトレーラであって分割可能物品基準緩和車両総重量を有するもの	「最大積載量26.00トン(30.00トン)」
軸重		「軸重18.00トン」
隣接軸重		「隣接軸重23.00トン」
輪荷重		「輪重6.00トン」
最大安定傾斜角度		「運行速度30キロメートル毎時以下」
最小回転半径		「回転半径14.0メートル」
速度抑制装置	離島以外の自動車	「高速道路不走行車」
	離島の自動車	「〇〇島内専用車」

改正後

別表第4 保安上及び公害防止上の制限（第10関係） 略

第1号様式～第5号様式（略）

現行

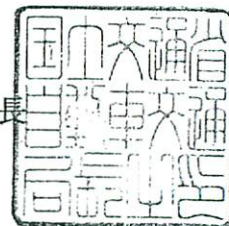
別表第4 保安上及び公害防止上の制限（第10関係） 略



国自技第 140 号の 4  
国自環第 138 号の 4  
平成 18 年 9 月 27 日

社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局長



「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正  
について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達  
しました。

貴会（組合）におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員  
（組合員）に対し周知方願います。

国自技第 140 号  
国自環第 138 号  
平成 18 年 9 月 27 日

各 地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正  
について（依命通達）

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成 18 年国土交通省令第 22 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 18 年国土交通省告示第 978 号）が平成 18 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日自車第 880 号）別添「自動車検査業務等実施要領」を別添（新旧対照表）のとおり改正し、平成 18 年 10 月 1 日から実施することとしたので了知されるところとともに、遺漏のないよう留意されたい。

なお、改正後の自動車検査業務等実施要領 3-4-11(5)の規定は平成 19 年 1 月 1 日から適用し、3-4-19 29.のうち平成 18 年 9 月 30 日以前に高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車として登録された自動車であって座席ベルトの構造、取付位置に変更がない自動車に係る規定は、平成 19 年 9 月 30 日までは従前の例により取り扱ってよいことを申し添える。

別添

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部を改正について

新旧対照表

昭和 36 年 11 月 25 日自車第 880 号

最終改正：平成 18 年 9 月 27 日国自技第 140 号・国自環第 138 号

改正	現行								
<p>別添</p> <p>自動車検査業務等実施要領</p> <p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章</p> <p>3-1～3-4-10 (略)</p> <p>3-4-11 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。ただし、保安基準第 55 条に基づく基準緩和の認定（以下「<u>基準緩和認定</u>という。）を受けた国際海上コンテナを輸送する自動車にあっては、「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて（依命通達）」（平成 10 年 3 月 31 日自技第 61 号）に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車にあっては、乗車定員数の算出に関し、基準緩和認定を受けた自動車を除き、乗車定員欄に立席を除いた乗車定員数を括弧書きで附記するとともに、備考欄にその説明をそれぞれ記載する。</u></p> <table border="1" data-bbox="215 1303 1117 1400"><thead><tr><th>乗車定員</th><th>最大積載量</th><th>車両重量</th><th>車両総重量</th></tr></thead><tbody><tr><td>80 [40] 人</td><td>— kg</td><td>4810 kg</td><td>9210 [7010] kg</td></tr></tbody></table>	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	80 [40] 人	— kg	4810 kg	9210 [7010] kg	<p>別添</p> <p>自動車検査業務等実施要領</p> <p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章</p> <p>3-1～3-4-10 (略)</p> <p>3-4-11 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。ただし、保安基準第 55 条に基づく基準緩和の認定を受けた国際海上コンテナを輸送する自動車にあっては、「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて（依命通達）」（平成 10 年 3 月 31 日自技第 61 号）に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量						
80 [40] 人	— kg	4810 kg	9210 [7010] kg						

備考

乗車定員及び車両総重量欄の括弧外は高速道路等を運行しない際の立席を含めたすべての乗車装置を最大に利用した状態を、括弧内は立席を除く乗車設備を最大に利用した状態を示す。

(6)～(10) (略)

3-4-12～3-4-18 (略)

3-4-19 備考欄は、下表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿(乙)(第3号様式による。)を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載事項	記載例
1. ～28. (略)	(略)	(略)
29. 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車であって、 <u>高速道路等を運行しない自動車(昭和62年8月31日以前に製作された自動車を除く。)</u>	<u>高速道路等を運行しない旨</u>	<u>高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合</u>

(以下略)

別表第2

窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準

(5)～(6) (略)

3-4-12～3-4-18 (略)

3-4-19 備考欄は、下表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿(乙)(第3号様式による。)を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載事項	記載例
1. ～28. (略)	(略)	(略)

(以下略)

別表第2

窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準

車両総重量等の区分	排出ガス	排出物	ディーゼル車	ガソリン車・LPG車

				第 31 条の 2 告示の基準	平均排出 ガス基準	第 31 条の 2 告示の基準	平均排出 ガス基準
乗用車	車両重量 1265kg 以下	10、10・15	NOx	0.48g/km	0.25g/km	—	—
		6		100ppm	70ppm	—	—
		13		3.1g/kWh	2.6g/kWh	—	—
		10・15	PM	0.055g/km	0.026g/km	—	—
	13	0.13g/kWh		0.04g/kWh	—	—	
	車両重量 1265kg 超え	10、10・15	NOx	0.48g/km	0.25g/km	—	—
		6		100ppm	70ppm	—	—
		13		3.1g/kWh	2.6g/kWh	—	—
10・15		PM	0.055g/km	0.028g/km	—	—	
13	0.13g/kWh		0.04g/kWh	—	—		

以下 略

注) 略

附則

本改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。ただし、3-4-11(5)の規定は平成 19 年 1 月 1 日から適用することとし、3-4-19 29.のうち平成 18 年 9 月 30 日以前に高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車として登録された自動車であって座席ベルトの構造、取付位置に変更がない自動車に係る規定は、平成 19 年 9 月 30 日までは従前の例により取り扱ってよい。

				第 31 条の 2 告示の基準	平均排出 ガス基準	第 31 条の 2 告示の基準	平均排出 ガス基準
乗用車	車両重量 1265kg 以下	10、10・15	NOx	0.48g/km	0.25g/km	—	—
		6		100ppm	70ppm	—	—
	10・15	PM	0.055g/km	0.026g/km	—	—	
	13		0.13g/kWh	0.04g/kWh	—	—	
車両重量 1265kg 超え	10、10・15	NOx	0.48g/km	0.25g/km	—	—	
	6		100ppm	70ppm	—	—	
	10・15	PM	0.055g/km	0.028g/km	—	—	

以下 略

注) 略